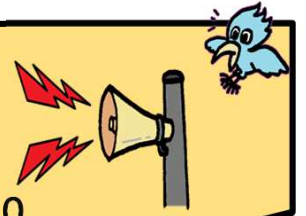


ホットな

消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 30

連絡してはいけない！ワンクリック請求!!の巻



◎ あわてて業者に連絡してはいけません!

(業者に連絡すると、新たに個人情報を伝えることになります)

◎ あわてて料金を支払わないこと!

(一度支払ってしまうと、何度も請求される場合があります)

※被害解決をうたうサイトに連絡して、解決費用を請求される場合もあります!!

イラスト:鈴木 薫

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう!

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話:073-433-1551 FAX:073-433-3904
(平日)9:00~17:00 (土・日)10:00~16:00(電話相談のみ)(祝日・年末年始を除く)

●紀の川市役所 農林商工部 商工観光課

紀の川市西大井338番地
電話:0736-77-2511 FAX:0736-79-3928
(平日)8:45~17:30

●専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13~16時

●くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13~15時

